

表 制限緩和時期とその対象

時期	営業、活動再開許可対象
4月20日	職人工房、ファーマーズマーケット、自動車販売所、中古車センター
4月27日	2,500平方メートル以内の店舗(但し5,000平方メートル超のショッピングセンター内の店舗を除く)、自動車教習所、ジム、フィットネスセンター(但しシャワー、ロッカーは使用禁止)、図書館、動物園・植物園(屋外空間のみ)
5月11日	ショッピングセンター内の全店舗、2,500平方メートル超の店舗、レストラン・喫茶店等の屋外での営業、美容院・マッサージなど、博物館、美術館
5月25日	レストラン・喫茶店等の屋内での営業、ホテル、タクシー、劇場・古城など文化施設、各種イベント(参加人数制限は追って発表)、動物園・植物園(屋内空間含む)

(出所) チェコ内閣の発表からジェットロ作成